

医療・介護サービスの
「質向上・効率化」プログラム（仮称）
のメニューについて

（柳澤臨時議員提出資料）

平成19年3月16日

医療・介護サービスの「質向上・効率化」プログラム（仮称）のメニューについて

今後の医療・介護サービス - 「3つの視点」

①高齢化の進行等を踏まえた健康寿命の延伸

②安全・安心で、質が高く、効率的なサービスを求める国民ニーズへの対応

③科学技術の進歩への対応

↓ 平成17年介護保険・平成18年医療制度改革の実施状況等を踏まえつつ、以下に掲げるメニューについての取組みを進める。

予防

- 生活習慣病対策の推進
- 介護予防の推進

サービスの質向上・効率化の取組み

- 平均在院日数の短縮
 - ・平成20年度に策定する医療費適正化計画（5年計画）においてPDCAサイクルの中で医療費の伸びの適正化
- 在宅医療の推進と外来診療の適正化（訪問診療、休日・時間外診療の重視）
- 在宅介護の推進と住宅政策との連携
- EBMの推進や医療の標準化に向けた取組み
- 重複、不要検査の是正
- 後発医薬品の使用促進
- 不正な保険医療機関等への指導・監査の強化
- 公立病院の果たすべき役割を踏まえた重点化、効率化

コストの在り方

- 診療報酬体系等の見直し
 - ・診療報酬・薬価・介護報酬の改定効果を検証し、見直し（PDCAサイクル）
 - ・診療報酬の包括払いの促進（DPC支払い対象病院の着実な拡大等）
 - ・後期高齢者の心身の特性に応じた診療報酬の創設（平成20年度）

利便性等の向上

- 健康情報の効率的な利活用等のためのIT化の推進
 - ・ITグランドデザインの策定（平成18年度）
- 「健康ITカード（仮称）」の導入に向けた検討
 - ・早急に検討に着手し、平成19年度中に結論

安全・安心・質の確保

○医師確保対策など地域医療提供体制の整備 ○患者に対する医療情報の提供 ○医療安全体制の確保 等

医療等におけるIT化の推進

ITに対する基本的考え方

- ITは、医療等のサービスの質の向上と効率化や、これらサービスに係る情報収集・分析・評価（PDCAサイクル）に必要となる重要な基盤
- 医療等におけるIT化を重点的に推進するため、「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン（ITグランドデザイン）」を年度内に策定予定

IT化の具体的内容

○健診・診療情報、レセプトデータ等の収集分析

- ・平成20年度から開始される保険者実施の健診・保健指導において、健診情報の収集を開始。平成21年度以後、疫学的利用方を検討
- ・平成20年度にレセプトデータの全国的な収集・分析体制を構築し、平成21年度から段階的に収集分析を開始

○医療機関の情報化、情報連携の推進

- ・医療用語・コード等の標準化（継続中）、医療情報システムの相互運用性の確保（平成19年度～）、ネットワークセキュリティ要件の明確化など情報連携のための環境整備

○レセプトオンライン化の推進

- ・大規模医療機関・薬局を中心に、レセプトの電子媒体化が進んでおり、平成22年4月には8割以上のレセプトが、また、平成23年4月には、原則、全てのレセプトがオンライン化

○健康ITカード（仮称）の導入に向けた検討（別紙）

- ・平成19年度中に結論 等

※ 個人情報の保護には万全を期す

ITの活用により期待される効果

○生涯にわたる健康情報の効率的な利活用

- ・健診・診療情報等を電子的に入手・管理し、個人が日常の健康管理に活用
- ・個人が健診・診療情報等を医療機関に提供し、適切な医療を受ける

○医療機関等のネットワーク化・電子的情報連携

- ・利用者に係る情報（持病、アレルギー、薬歴・検査歴、急変時への対応等）の伝達による適切な医療の確保
- ・診療画像、検査情報等の円滑な情報交換→診療において活用
- ・遠隔医療の推進
- ・専門医への紹介、セカンドオピニオンへの円滑化
- ・重複・不要検査等の是正

○健康情報の統計的・疫学的分析によるEBMの推進

○保険者による効果的な保健指導

○医療機関の事務の効率化・安全の確保

- ・カルテ保存や運搬の効率化 ・誤記・誤読防止 等

○保険者や審査支払機関の医療保険事務コストの抑制

○社会保障給付の重複調整

等

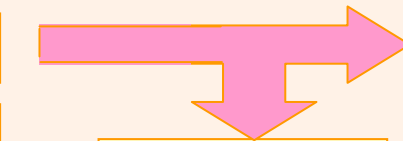
目指すべき将来の姿

「健康ITカード（仮称）」の導入構想について

「健康ITカード（仮称）」のイメージ

【新たな取組み】

- 健康保険証を全て個人カード化
- レセプトオンライン化に伴う医療機関、審査支払機関、保険者間の情報ネットワーク化（原則全てがレセプトオンライン化される平成23年度当初までには普及）
- データを蓄積するサーバーの設置
- 社会保障番号（仮称）の導入に向けた検討
※ 希望者には、健康保険証に番号登録



「健康ITカード（仮称）」の交付
〔希望者を対象にスタート〕

【国民個人ができるようになることー将来像】

- 被扶養者を含めた加入者全員に1人1枚
- 自らの特定健診（平成20年度から実施の健診）の結果やレセプトの内容を閲覧し、出力できる。
- 診察の際に、自らの持病やアレルギー、投薬の状況、各種検査の結果等について、他院におけるものも含め、引き出せる。
- 高額療養費等の申請手続きの簡素化、申請漏れの防止ができる。
※ 一方、被保険者資格の確認や保険料の未納対策にも用いることができる。

【進め方】

早急に、厚生労働省内において検討に着手

- 平成19年度中に、「健康ITカード（仮称）」の導入に向け、下記の事項について検討
- システムの基本構想づくり
 - 個人情報の保護
 - 社会保障番号（仮称）の付番方法、カードへの登録方法、費用分担
 - 費用対効果
- ※ 社会保障番号（仮称）は、介護や年金における手続等、社会保障全般に活用できることも視野に入れて検討



〔健康保険証を全て個人カード化
・3～4年後を目途に完了〕

【検討結果を踏まえ】

〔健康ITカード（仮称）の導入
・完全に機能を発揮できるようになるまでには、最短で5年程度を要する。〕